

公益財団法人千葉市保健医療事業団寄附金募集要項

1 目的

公益財団法人千葉市保健医療事業団は、市民の健康づくりに関する知識の普及に資する事業を行うとともに、救急時等の医療を提供する事業並びに看護師の養成及び資質の向上のための事業を行い、もって地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与することを目的としています。

2 事業内容

(1) 千葉市休日救急診療所の管理運営に関する事業

日曜と祝日及び年末年始の休日において、年間約 72 日間、内科・小児科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科の 7 科の診療を行う初期の救急診療所を管理運営しています。

また、同診療所において、年間 43 日間、心身障害者（児）や寝たきり状態の高齢者を対象とした特殊歯科診療を行っています。

(2) 救急医療の確保に関する事業

夜間や休日における救急初期診療では対応できない患者を受け入れる二次医療機関を輪番制により確保しています。また、夜間に急なケガをした患者を診察する夜間外科系の救急医療機関並びに休日の産婦人科救急医療機関を輪番制により確保しています。

(3) 看護師の養成に関する事業

深刻化している看護師不足の解消を図り、千葉市内の医療機関に看護師を安定的に供給するため、平成 19 年 4 月に「千葉市青葉看護専門学校」を開校しました。看護師として必要な知識や看護技術を習得し、地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与する看護の実践者を育成しています。

(4) 市民の健康づくりに対する知識の普及及び啓発に関する事業

当事業団が事務局となり、「健やか未来都市ちばプラン推進協議会」を設立し、市民が主役となる健康づくり運動を総合的・効果的に推進するため、市民、行政、関係団体が一体となって取り組んでいます。その一環として、毎年 10 月には千葉市医師会など約 20 団体が参加するブース形式のイベント（健康づくり大会）を開催し、市民の健康づくりへの関心と意欲を高める取り組みを行っています。

(5) 救急医療に関する知識の普及及び啓発に関する事業

救急医療に関する普及啓発を図るために、千葉市消防局が行っている救急フェア等において応急措置に関する小冊子「急病になったときのために」を配布しています。

(6) 訪問歯科診療に関する事業

一般の歯科診療所では治療の難しい寝たきり高齢者など、歯の治療を受けたくても受けられない患者に対し、歯科治療（予診）を行っています。

(7) 千葉市総合保健医療センターの管理に関する事業

千葉市総合保健医療センターは、保健所、環境保健研究所、休日救急診療所、環境情報センター、千葉市医師会・歯科医師会・薬剤師会等の保健医療に係わる行政及び関係団体が業務を行っています。この複合施設であるビルの管理運営を事業団が行っています。

(8) 在宅医療と介護の連携を支援する事業

超高齢社会の進展に伴い、医療の在り方を「病院完結型」から地域で支える「地域完結型」に変えていく必要があります。これを実現するためには、医療や介護等の必要なサービスを包括的に提供する地域医療体制の構築が不可欠です。当事業団は、職能団体や行政などと連携し、在宅医療と介護の連携を支援する取り組みを行っています。

3 寄附金の使途

本事業団の実施する公益目的事業のうち、以下の事業に使用します。

(1) 看護師の養成に関する事業

(2) 市民の健康づくりに対する知識の普及及び啓発に関する事業

(3) 救急医療に関する知識の普及及び啓発に関する事業

※ 寄附金の使途を特定の事業に指定する場合は、寄附の申し込みを行う際に、その旨お申し出ください。

4 寄附金の募集期間

随時受け付けております。

5 申込方法

千葉市保健医療事業団のホームページ (<https://www.chiba-hm.jp/>) から寄附申込書をダウンロードして印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにてお申込みください。寄附の受け入れが決定次第、振込依頼書等の必要書類をお送りいたします。

※ 千葉市保健医療事業団又は千葉市青葉看護専門学校までご連絡いただければ、申込書を郵送することもできます。

申込は、対象事業別に①千葉市青葉看護専門学校 又は ②千葉市保健医療事業団で受け付けています。
(使途を指定しない場合は、①、②双方で受け付けています。)

① 対象事業：看護師の養成に関する事業

〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273番地5

千葉市青葉看護専門学校 事務局

電話 043-202-2030 FAX 043-202-2505

E-mail aoba-kango@casn.or.jp

② 対象事業：市民の健康づくり又は救急医療に関する知識の普及及び啓発に関する事業

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

千葉市保健医療事業団 業務係

電話 043-238-9912 FAX 043-238-9953

E-mail hokendan@chiba-hm.jp

6 納付方法

寄附の受け入れが決定次第、お送りする振込依頼書により金融機関からお振込みください。

7 受領書の発行

寄附金の入金確認後、寄附金受領書をお送りいたします。

8 税制上の優遇措置について

本事業団は公益財団法人の認定を受けております。本事業団へのご寄附については、所得税又は法人税の税制上に、一定額の優遇措置が設けられています。いずれの場合も、優遇措置を受けるためには確定申告が必要になります。本事業団が発行する領収書(寄附金受領書)を添付して、税務署に申告してください。

詳細は、所轄の税務署又は税理士にお尋ねください。